

◎東京都公安委員会告示第 66 号

警備業法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 50 号)附則第 5 条及び警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。)附則第 6 条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第 7 条第 1 項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第 9 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 21 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の実施期日及び時間

令和 7 年 5 月 24 日(土曜日)

午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目 12 番 5 号 警視庁鯨洲運転免許試験場

3 審査の実施種別

規則附則第 6 条第 3 号の施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。)第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 2 項に規定する 1 級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30 名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和 7 年 4 月 14 日（月曜日）及び同月 15 日（火曜
日）の 2 日間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 21 日（月曜日）から同月 23 日（水曜
日）までの 3 日間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 受付場所

規則附則第 10 条に規定する審査申請書の提出は、次
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署

ウ 旧規則第 8 条の合格証（以下「旧合格証」とい
う。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1 葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面

(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700 円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312